

## 建設業の時間外労働の上限規制に関する説明会を開催します！

令和6年4月1日から、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている建設業に対しても、上限規制が適用されます。

埼玉労働局・労働基準監督署では、建設事業者の労務管理担当者等を対象として、時間外労働の上限規制の内容を中心とした説明会を下記の日程で開催いたします。

建設事業者の皆様にはご参加いただきますようお願い申し上げます。

説明会会場、申込方法等、詳細は、埼玉労働局ホームページをご覧ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news\\_topics/event/20230725-01.html](https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news_topics/event/20230725-01.html)



開催労働 基準監督署	令和5年 9月	令和5年 10月	令和5年 11月	令和5年 12月	令和6年 1月	令和6年 2月
さいたま		10月16日	開催予定	開催予定	開催予定	開催予定
川口	9月4日	10月11日				
熊谷		10月4日	開催予定			
川越	9月13日	10月31日	開催予定			
春日部	9月26日	10月17日	開催予定	開催予定	開催予定	
所沢	9月7日				開催予定	
行田		10月23日				
秩父		10月27日				

開催時間は、いずれも14:00～16:30となっております。

本説明会は、厚生労働省が株式会社東京リーガルマインドへ委託し、実施しております。申し込みは、上記埼玉労働局ホームページから、株式会社東京リーガルマインド『時間外労働の上限規制説明会専用ホームページ』に移動いただき、お申し込みください。

なお、お申込み時、説明会の案内文が届いていない事業場様は、「参加申し込み」画面で、『申込ID』に『9999 R9999 9999』（「R」は入力済み）を登録ください。

担当 埼玉労働局労働基準部監督課  
電話 048-600-6204